議会基本条例策定ニュース 2012 年5月11日号　NO3

全議員の皆さん、先日の全議員懇談会の出席とご協力をいただきありがとうございました。昨日議会運営委員会で、議会報告会について確認したことについてお知らせします。

（委員長　森戸よう子）

（１）議会報告会の試行開催について

＜協議結果＞
(1)13日の議会報告会の報告原稿の確認を行った。全議員が2500字以内に訂正直して、3日の朝までに、議会運営委員全員にメールで送付する。資料②参照
(2)当日の運営については、別紙参照
(3)アンケート用紙別紙参照
(4)当日の参加者のカメラ撮影は認めるが、ユーストリーム中けについては、試行開催であること、本格実施するときは主催者側が中継することもふまえて検討することから遠慮いただく。

（２）議会基本条例制定のためのシンポジウムについて

＜協議結果＞
- 資料③参照
- 終了後に、市民懇談会を開催してはどうか

（３）議会基本条例の前文、目的、骨子の議論について　　（資料④、⑤　参照）

この間、グループ１から多摩市、流山市、会津若松市の条例が提出されるとともに、議会事務局から地方分権に基づく法の改定状況について資料を提出していただき、議論をすすめてきました。以下、概要を報告します。不足の部分は他の議員からの補足をお願いします。

＜前文について＞
■「2 元代表制」について
■小金井市議会の議会改革の到達点の評価を明らかにすること
■議会の基本的役割、権能について
■議会の基本機能について　　住民の声を反映させる代議制であること

＜目的＞
■条例制定によって、チェック機能が果たせるかどうか
■与党、野党の関係について、議論する必要がある

■議会の役割について正確に伝えることが必要

■地方分権、議会の役割、市民の意見の反映が必要

＜骨子について＞

①議会の活動原則、運営原則

■「活動原則」と「運営原則」とどちらが小金井に適しているのか

■少数会派の尊重は、小金井市議会の特筆した特徴ではないか

■市民参加を盛り込んだほうが良いのではないか

■個々の議員の活動の尊重が必要ではないか

②議員の活動原則

■「議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表者でなく、市民全体の福祉の向上を

めざして活動する」（流山市議会）、「議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動する」（会津若松市議会）下線部が議論になった。

③会派について

■1 人会派の尊重を入れた方が良い

■「結成することができる」か、「結成するものとする」のどちらか議論になった。

④市民と議会との関係について

■各市の条文を基に議論、議会報告会などの開催についてどうするか

⑤説明責任

■議案、請願や陳情の採決についての説明責任をどう果たしていくのか

■1 人の人が何本も陳情がでて議論すると言うのはどうなのか

＜協議結果＞

- 議会本条例の前文･目的については正副委員長がたたき台を作成する。
- 議会ハンドブックなども調査する
- 各会派が、議会運営委員会で議論した骨子について、協議し、たたき台を作るなりして意見をまとめる。提案があれば事前に提案する

（4）ホームページについて

■ホームページに掲載するデータについて、誰が作成し、どのように管理するのかを含めて事務局で調査し、今後について決定する。

（5）次回　全議員懇談会について　　　　　　　　　月　　日

以上